

# 国東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版

## 1. 計画の基本的事項

### （1）計画の背景と目的

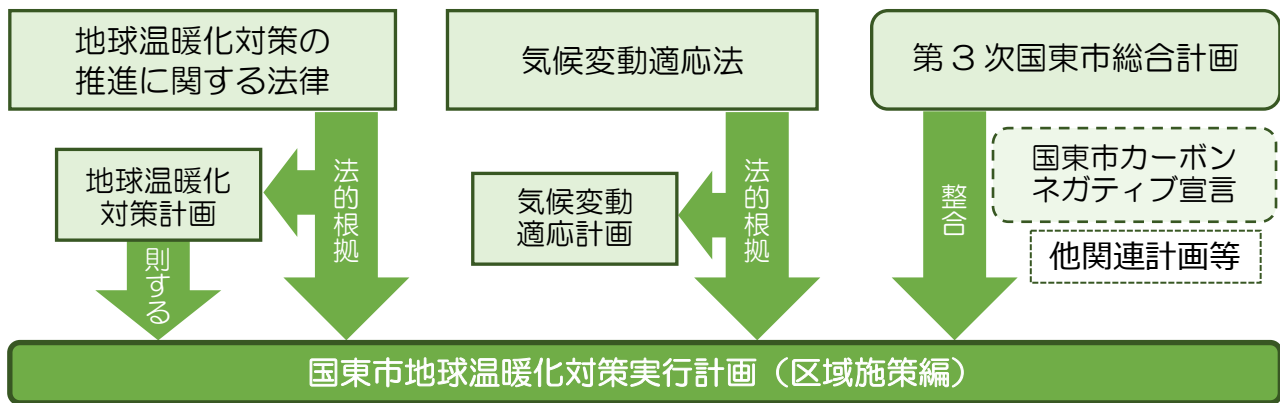
2022年1月、本市は、温室効果ガス排出量実質ゼロとなる「カーボンニュートラル」をなるべく早い段階で達成し、2050年までには二酸化炭素の排出量が実質マイナスとなる「カーボンネガティブ」をめざすことを宣言しました。

本計画では、カーボンネガティブを達成するための大きな方針を定めるとともに、まずは2030年度までに取り組むべき計画を示すこととします。また、あわせて気候変動影響への適応策も示すこととします。

### （2）計画の位置付け

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく法定計画であり、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画に位置付けられるものです。

#### ■計画の位置づけ



### （3）計画の期間と目標年度、対象区域

本計画の期間	2024年度から2030年度までの7年間
計画の基準年度	2013年度
計画の目標年度	2030年度
最終目標年度	2050年度
対象区域	国東市全域

※ 社会情勢の変化や取組の実施状況等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行う。

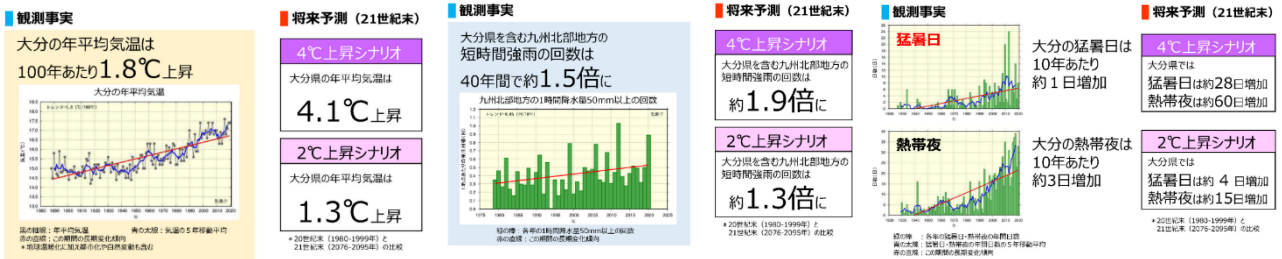
### （4）対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類					
CO <sub>2</sub>	二酸化炭素	HFCs	ハイドロフルオロカーボン類	NF <sub>3</sub>	三フッ化窒素
CH <sub>4</sub>	メタン	PFCs	パーフルオロカーボン類		
N <sub>2</sub> O	一酸化二窒素	SF <sub>6</sub>	六フッ化硫黄		

※ 赤文字は、算定対象の温室効果ガスであることを示しています。

## 2. 地球温暖化の現状・将来予測

21世紀末の大分県では、これまで以上の対策をとらなかった場合は4.1℃（対策をとった場合でも1.3℃）の気温上昇が生じるなど、さまざまな影響が予測されています。

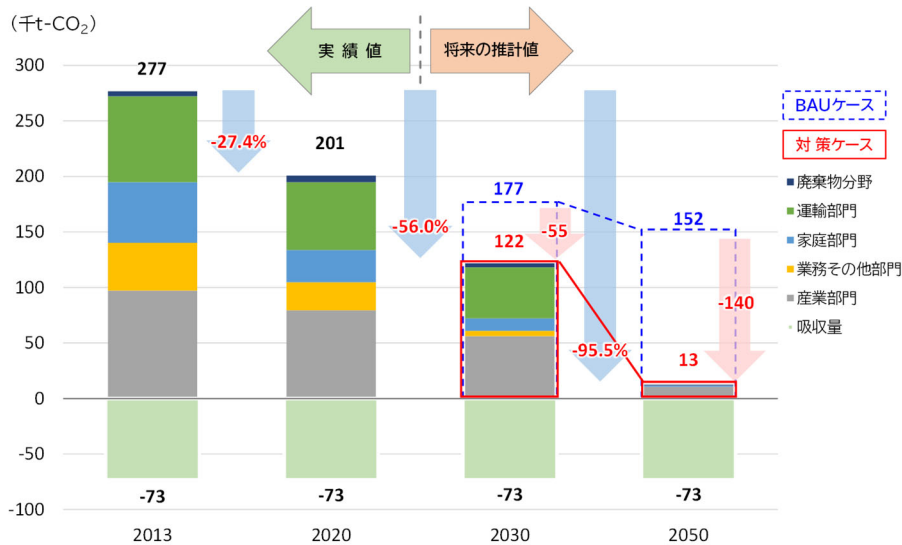


出典：大分地方気象台・福岡管区気象台「大分県の気候変動」

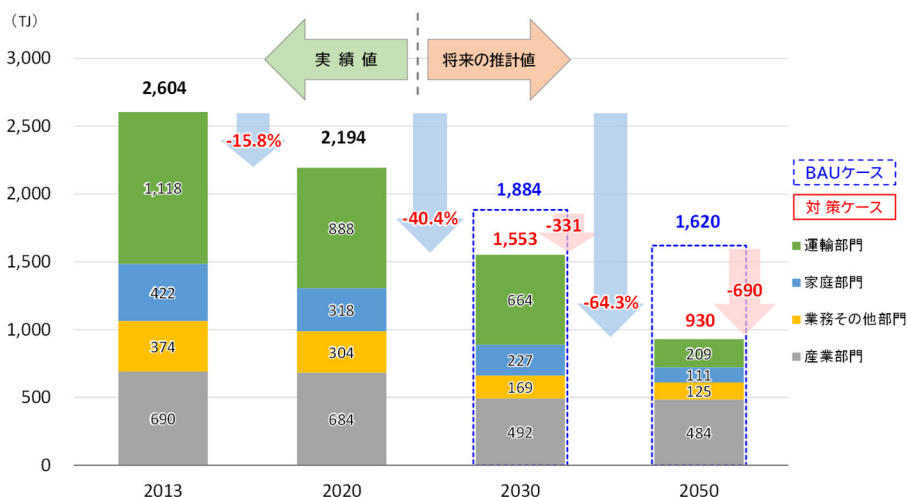
## 3. 温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の現状と将来推計

本市の2030年度の温室効果ガス排出量は、人口減少などの影響から、今以上の対策を取らなかった場合（現状趨勢（BAU）ケース）でも36.1%の削減が見込まれています。一方で、対策をとった場合（対策ケース）では56.0%の削減が見込まれています。

### ■温室効果ガス排出量及び吸収量の現状と将来推計



### ■エネルギー使用量の現状と将来推計



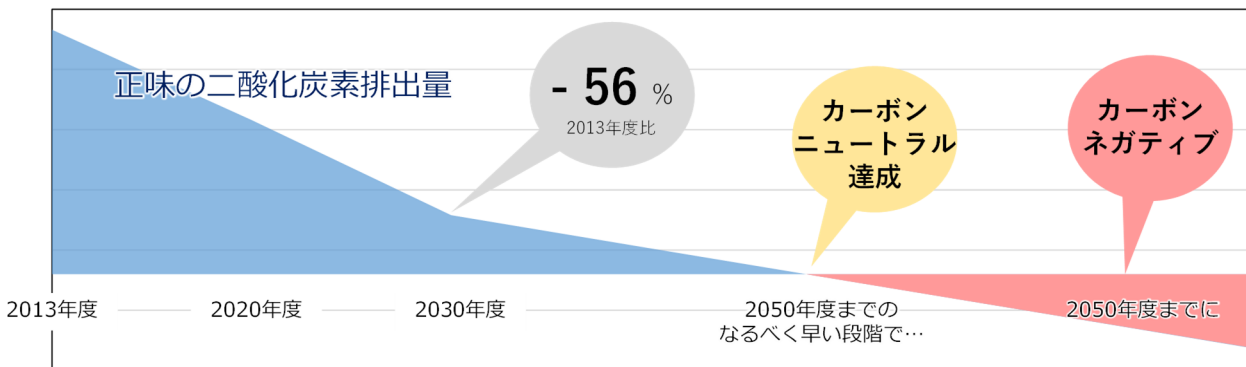
## 4. 計画の目標

### (1) 温室効果ガス排出量の削減目標

本市は、2050年までのカーボンネガティブ達成に向けて、温室効果ガス排出量を、「2030年度までに56%削減」し、なるべく早い段階でカーボンニュートラルを達成した後、「2050年までにカーボンネガティブを達成」することを目標とします。

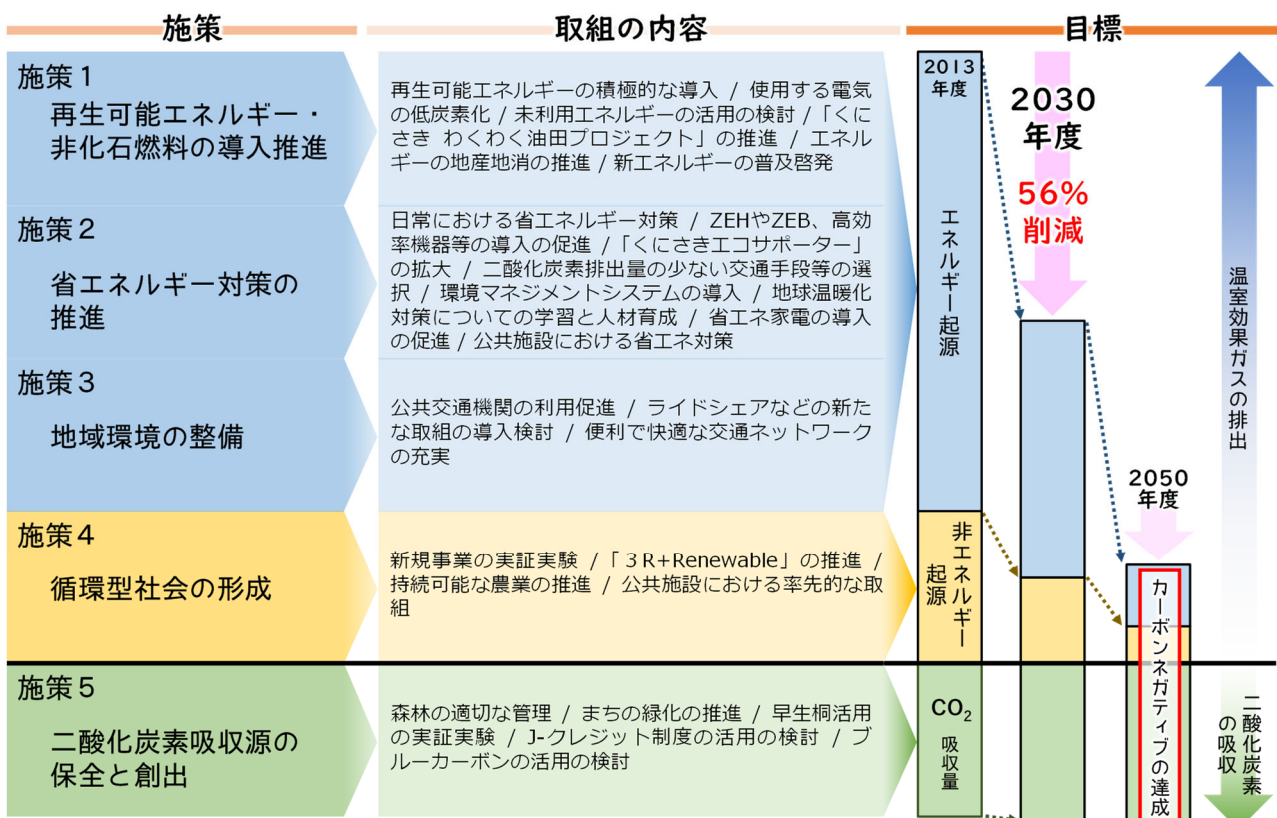
本計画  
の目標

2030年度における  
温室効果ガスの排出量 ⇒ **56% 削減** (2013年度比)



### (2) 施策の体系

施策として“再生可能エネルギー・非化石燃料の導入推進”、“省エネルギー対策の推進”、“地域環境の整備”、“循環型社会の形成”、“二酸化炭素吸収源の保全と創出”の5つを掲げます。これらの施策を軸に、温室効果ガス排出量の削減を推進するとともに、多様な社会課題の同時解決を図りながら、カーボンネガティブの実現をめざします。



## 5. 温室効果ガス排出削減に関する施策【緩和策】 -市民・事業者の取組-

### 施策1 再生可能エネルギー・非化石燃料の導入推進



取組の内容		市民	事業者
再生可能エネルギーの積極的な導入	建物の新築・改修時や設備の導入・更新時には、太陽光発電設備や太陽熱温水器、蓄電池等を導入し、再生可能エネルギーを活用します。	○	○
使用する電気の低炭素化	電気の契約にあたっては、再エネ由来の電気など、二酸化炭素排出係数が低いプランを選択します。	○	○
未利用エネルギーの活用の検討	事業活動で発生する工場排熱等の活用を検討します。	-	○

### 施策2 省エネルギー対策の推進



取組の内容		市民	事業者
日常における省エネルギー対策	省エネ・低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルの選択など、「デコ活（本編 55 ページ参照）」を実践します。	○	-
	電気はこまめに消す、冷暖房は強くしすぎないようにする、使わないコンセントを抜くなど、家庭での省エネ行動を行います。	○	-
	「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」、「うちエコ診断」などを参考に、電気やガス、水道使用量の削減など、省エネルギー・節電に取り組みます。	○	-
	食品配送にかかる環境負荷低減につなげるため、なるべく地元産の食材を購入します。	○	-
	製造プロセス等の効率化を図りつつ、使用エネルギーの電化・燃料転換に取り組みます。	-	○
	省エネ診断を活用し、事業所や工場でのエネルギー使用状況を調査し、効果的な省エネ対策を実施します。	-	○
	クールビズやウォームビズを推奨し、空調使用によるエネルギー消費量を削減します。	-	○
	テレワークやオンライン会議等を効果的に活用し、移動にかかるエネルギー消費量を削減します。	-	○
ZEH や ZEB、高効率機器等の導入の促進	建物の新築・購入時は、ZEH や省エネ住宅、ZEB を検討するほか、既存の建物については断熱化を行います。	○	○
	設備・機器の更新にあたっては、エネルギー利用効率の高い機器（エアコン、冷蔵庫、LED 照明、給湯器等）を選択します。	○	○
	HEMS または BEMS を導入し、エネルギー消費量の見える化とエネルギーマネジメントに取り組みます。	○	○
「くにさきエコサポーター」の拡大	「くにさきエコサポーター」に登録し、生ごみのダンボールコンポストやグリーンカーテン写真コンテストに挑戦します。	○	-
二酸化炭素排出量の少ない交通手段等の選択	電動車（電気自動車やプラグインハイブリッド車、燃料電池自動車など）を優先的に導入します。	○	○
	自動車に乗る時にはエコドライブを実践します。	○	○
	配送ルート、走行ルートの見直し等により走行距離を短縮します。	-	○
環境マネジメントシステムの導入	「エコ事業所」や「エコアクション 21」などの環境マネジメントシステムを導入し、環境負荷の少ない事業活動を進めます。	-	○
地球温暖化対策についての学習と人材育成	事業所において地球温暖化対策の実施を先導する環境担当者を育成し、従業員に対する省エネに関する研修等を実施します。	-	○



### 施策3 地域環境の整備



取組の内容		市民	事業者
公共交通機関の利用促進	できる限りコミュニティバスやコミュニティタクシー、公共交通機関を利用するようにします。	○	—
ライドシェアなどの新たな取組の導入検討	複数人で車を移用する場合は、できる限りお互いに乗り合わせることであり、使用する自動車数を少なくします。	○	—
	ライドシェアなどの制度が実装された場合には、上手く活用します。	○	—

### 施策4 循環型社会の形成



取組の内容		市民	事業者
「3R+ Renewable」の推進	資源物の分別を徹底します。	○	○
	生ごみの水切りによる減量や、コンポスト容器などによる生ごみの堆肥化を実践します。	○	—
	マイバッグ、マイボトル、マイカトラリー（はし、スプーン、フォーク）を持ちます。	○	—
	食材は使い切ることができる量を購入します。	○	—
	詰め替え用の商品やばら売り・量り売り商品を購入するほか、すぐ使う場合は消費期限が早いものを選ぶ「てまえどり」に協力します。	○	—
	製品やサービスを購入する際は、必要性を考え、環境負荷が少ないものを選択します。	—	○
	梱包材や容器包装などの減量化、節水やペーパーレス化など、省資源化に取り組めます。	—	○
	資源化しやすい製品の設計、使用済み製品の再使用及び再生利用など、ごみの減量・資源化に向けた工夫をします。	—	○
	買い物客のマイバッグ持参を推進します。	—	○
	必要な量だけ買うことができるように、ばら売りや量り売りを推進するほか、食品廃棄量削減のため「てまえどり」を推進します。	—	○
持続可能な農業の推進	水稻の水管理として、メタン発生量が低減する「中干し期間の延長」に取り組めます。	—	○
	施肥量の低減、分肥、緩効性肥料の利用により、施肥に伴い発生する一酸化二窒素の排出を抑制します。	—	○

### 施策5 二酸化炭素吸収源の保全と創出



取組の内容		市民	事業者
森林の適切な管理	森林整備や竹木伐採などの森林保全活動に積極的に参加・協力します。	○	○
	所有する山林の適切な維持管理と持続的な経営を行い、多面的な機能を発揮させます。	—	○
まちの緑化の推進	庭、ベランダ、屋上、壁面等について、積極的に緑化を推進します。	○	—
	事業所内や工場、所有する土地の緑化を推進するほか、開発の際には、緑への影響が少なくなるように工夫します。	—	○

## 6. 気候変動影響に適応するための施策【適応策】 -市民・事業者の取組-

### (1) 農林水産業

取組の内容		市民	事業者
農業	鳥獣による被害を防止するため、イノシシやシカなどが隠れることのできる場所を作らないよう、草刈りを行うなど空家や空地を適切に管理します。	○	-
	高温に強い品種の導入を進めるとともに、作型変更（採種日や収穫時期の変更）を検討・実施します。	-	○
	鳥獣害を防止するための設備等を整備します。	-	○
畜産業	畜舎や鶏舎の暑熱対策として、換気量を増やすためのファン増設、断熱材増設、細霧設備の導入等を実施します。	-	○
水産業	魚介類の産卵や稚仔魚の生育の場となる藻場の造成に協力します。	-	○
	漁獲量を市に報告します。	-	○

### (2) 自然生態系

取組の内容		市民	事業者
自然生態系	飼育しているペットや熱帯魚は最期まで責任をもって飼育します。	○	-
	市が実施する外来生物駆除の取組に協力します。	○	-

### (3) 水環境・水資源・自然災害・沿岸域

取組の内容		市民	事業者
水環境 ・水資源	日常生活における節水を心がけます。	○	-
	事業活動における水の有効利用を図るとともに、節水を心がけます。	-	○
自然災害	日頃から自助・共助を意識し、自然災害への備え（気象情報の確認、ハザードマップの確認、防災用具の準備、水や食料の備蓄、気象災害用の保険への加入、防災訓練への参加）を心がけます。	○	-
	自然環境が持つ災害緩和の機能を防災・減災に活用する考え方（Eco-DRR）について学習し、防災・減災機能を持つ地域の自然環境の保全・再生の取組に参加・協力します。	○	○
	大規模災害等の不測の事態が発生した場合において、最低限必要な業務を継続するための体制整備に係る基本方針として「業務継続計画」を定めます。	-	○
	事業所の防災対策を進めます。	-	○
	市と災害時応援協定を締結し、大規模災害時における円滑な災害対応に協力します。	-	○

## (4) 健康

取組の内容		市民	事業者
熱中症対策	適度な休憩及び水分・塩分補給など、熱中症の対策を実施します。	○	—
	熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）の発令時には、屋外での活動を控え、昼夜を問わず冷房等を使用するなど、普段以上の熱中症対策を実施します。	○	—
	熱中症特別警戒情報の発令時には、上記の対策に加えて、必要に応じて熱中症一時休憩所へ避難します。	○	—
	熱中症対策普及団体やその他の福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に参加・協力して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動に取り組みます。	○	—
	従業員への暑さ指数（WBGT）の周知、適度な休憩及び水分・塩分補給を徹底します。	—	○
	ミスト扇風機の設置、空調付ジャケットの支給等、従業員の作業環境を整えます。	—	○
	熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）、または、熱中症特別警戒情報の発令時には適切な熱中症対策を実施し、従業員の健康被害が出ないように努めます。	—	○
	熱中症一時休憩所の取組に協力します。	—	○

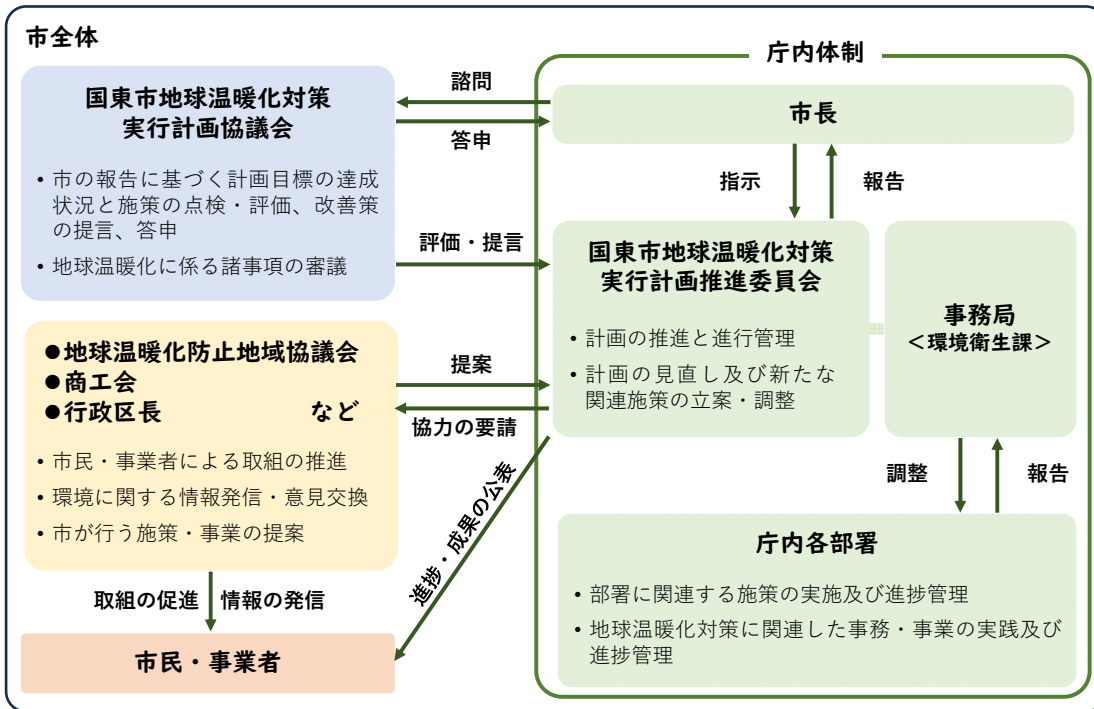
### ■ 気候変動適応策の例



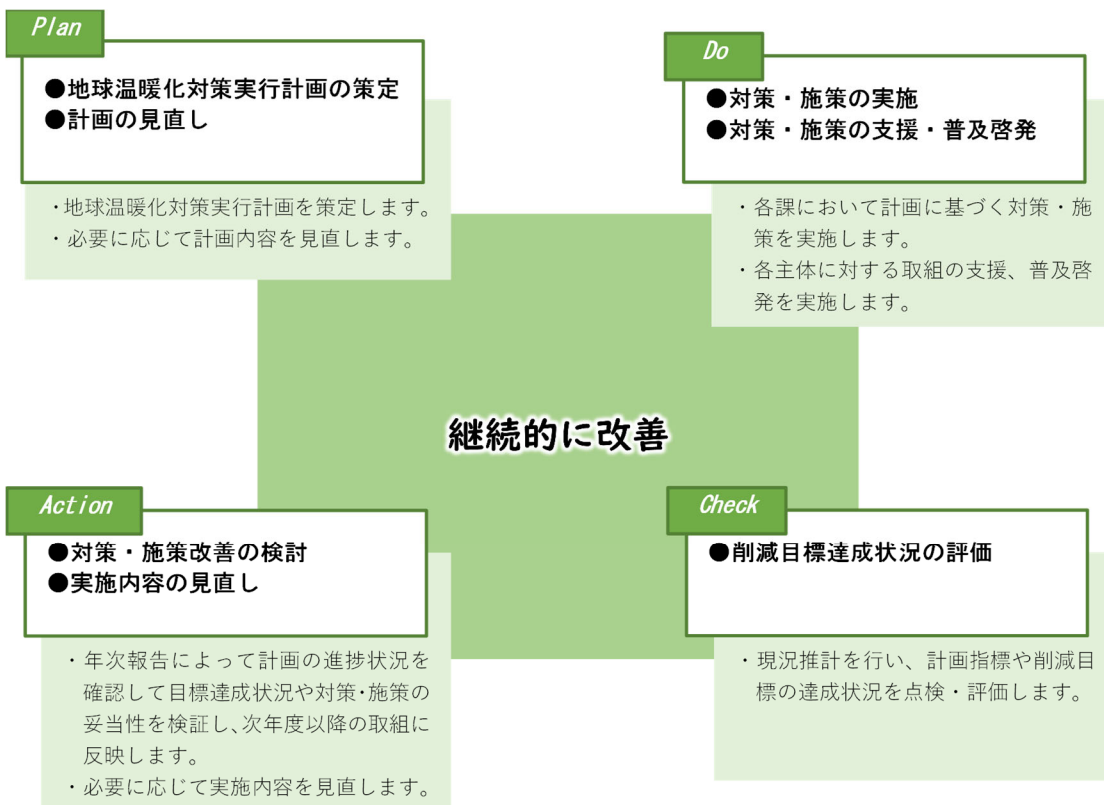
出典：気候変動適応情報プラットフォーム「未来のために今はじめよう！気候変動への『適応』」

# 7. 計画の推進

## (1) 計画の推進体制



## (2) 計画の進行管理



### 関連情報の紹介

●省エネ・節約・暮らし関係  
身近にできる地球温暖化対策 (国東市 HP)



エコふあみ (大分県 HP)



デコ活 (環境省)



●車の運転

エコドライブ 10のすすめ (環境省)



●環境配慮の事業経営

エコアクション 21 (一般財団法人 持続性推進機構)



●地球温暖化について学ぶ おしえて! 地球温暖化 (環境省)



※スマートフォンなどでQRコードを読み取ると内容がご覧になれます (読み取りにくい場合は、ほかのQRコードを手などで隠すとスムーズに読み取れます)。